

第三十九回国会 建設委員会 議 録 第四号

昭和三十六年十月十一日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事 薩摩 雄次君 理事 瀬戸山 三男君

理事 松澤 雄藏君 理事 石川 次夫君

理事 中島 巖君 理事 山中 日露史君

逢澤 寛君 大沢 雄一君

木村 公平君 久保田 次君

田村 元君 徳安 實藏君

丹羽 喬四郎君 廣瀬 正雄君

前田 義雄君 松田 鐵藏君

山口 好一君 西村 関二君

實川 清之君 日野 吉夫君

玉置 一徳君

出席政府委員

経済企画院事務次 菅 太郎君

官 官

総理府事務官 曾田 忠君

官 官

合開発局長 官 官

委員外の出席者

農林事務官 福田 貞三君

(農地局愛知用 水公団監理官)

建設事務官 鮎川 幸雄君

(河川局長) 山口 乾治君

専門 員

十月十一日

委員齋藤邦吉君、丹羽喬四郎君、久

保三郎君及び田中幾三郎君辭任につ

き、その補欠として前田義雄君、久

保田次君、西村関二君及び玉置一

徳君が議長の名で委員に選任され

た。

同日 委員久保田次君、前田義雄君、西

村関一君及び玉置一徳君辭任につ

き、その補欠として丹羽喬四郎君、

齋藤邦吉君、久保三郎君及び田中幾

三郎君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

水資源開発促進法案(内閣提出第七

号)

水資源開発公団法案(内閣提出第八

号)

宅地造成等規制法案(内閣提出第五

八号)

〇二階堂委員長 これより会議を開き

ます。

この際、参考人招致の件につきまし

てお諮りいたします。

泰阜ダム建設による災害問題につ

いて参考人の出席を求め、意見を聴取

したいと存じますが、御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇二階堂委員長 異議なきものと認

め、さよう決しました。

なお、参考人の人選並びに意見を聞

く日時につきましては委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇二階堂委員長 異議なきものと認

め、さよう決定いたします。

〇二階堂委員長 水資源開発促進法案

及び水資源開発公団法案の両案を一括

議題とし、前回に引き続き審査を進め

ます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。中島巖君。

〇中島巖委員 この公団に、河川法

の五条が七条だと思いましたが、これ

も、この権限を委譲するところの条項

があったわけでありまして、そこで実

問題といたしまして、河川に構築物を

設置するところの権限——河川管理者

である知事に与えたところの河川法の

河川の維持管理の権限を、公団に与

えるわけですが、これは公団法第二十三

条に、「公団は、第五十五条第二号に

規定する施設の構築又は改築につ

いて、河川法第七條の規定にかかわ

らず、同法にいう河川に関する工事を

行なうことができる。こういふように特

例でもって、河川の管理権を有し、維

持管理をさせなければならぬところの

知事の権限をこの公団に委譲する規定

があるわけでありまして、そこで、そ

ういふことをして、はたして知事

が河川の維持管理ができるかどうかと

いうことが大きな問題じゃないかと思

うのです。たとえば泰阜ダムなどは、

泰阜ダムという河川の構築物をこしら

えたために、上流二十七キロにわた

つて非常なる堆積土砂をして、それがた

めに災害が頻発しておる。しかも、堤

防の決壊なんかも、今回も十何カ所に

わたって、一カ所が四十町歩、五十町

歩、百町歩というところがあるがど

んどん流れておる。この河川の維持管

理だけを知事がやって、構築物は公団

が、河川法の特例によって自由にでき

る、こういうことに実際問題としてな

るわけでありまして、これに對

して河川の管理者であるところの知事

の意見を聞きたいのですが、きょうは

知事がおられませんから、河川局はどう

いう考えを持っておるか、この点をお

伺いたしたいと思います。

〇鮎川説明員 公団法の第二十三條に

おいて「公団は、第五十五条第二号に

規定する施設」につきまして、河川

に関する工事として建設することがで

きるということになっておるわけでご

ざいます。第五十五条の第二号と申し

ますのは、これは洪水や高潮の防衛の

機能、その他流水の正常な機能の維持

と増進を含む、こういう内容を持って

おりますものについての施設でござい

まして、これは特定施設といってお

るわけですが、こういうものは

本来知事または大臣が河川法に基づ

て河川に関する工事としてやってお

るわけですが、その一部を公団

にまかしてやるというのがこの規定で

ございます。ところが、ただいま御指

摘になりました泰阜ダムの場合どうな

るかということですが、泰阜

ダムは御承知のように電源開発を目的

とするいわゆる利水専用ダムでござ

います。こういう利水専用ダムにつ

つきましては、この公団におきまして

は、従来の河川法の規定がそのままに

動くわけではございまして、河川法の十

七條で工作物を新築、改築いたします

場合には「地方行政庁ノ許可ヲ受クヘ

シ」ということになっておるわけでご

ざいます。そのまゝこの十七條の規

定が働いて参るわけではございませ

ぬ。この点に關しまして、さういふい

わゆる利水専用のダムを建設する場合

におきましては、従来の河川法の規定と同様

であるというふうになっておるわけ

でございます。

〇中島巖委員 私の質問したこと

と見当違いの答弁をしておるわけ

です。つまりこの公団にさういふよう

なダムとかせきというものの設置を、今

までは河川法によつて地方行政庁の許可

を得なければならなかつたのを、許可

を得ずにとりあえずさういふものを、特

例で設置できることになるでしょう。

その結果は、現在の泰阜ダムと同じ

ように上流何十キロにわたるところの堆

積土砂ができて、その場合において河

川の維持管理だけを、跡始末だけを知

事が行なう、勝手にせきやダムをこ

しらえることは公団ができる、これがこ

の二十三條の特例なんです。従つて、

さういふような場合に対してどうい

う考えを持って、さういふような大

幅な権限をこの公団に与えたか。その跡

始末だけは河川管理者であるところの知

事がやるというふうな制度は非常に矛

盾しておるんじゃないか。さういふ点

について、この二十三條の特例をこ

えるときに、そういう議論はあつたか
なかつたか。また、それに対してはど
ういう処置をするか。この点をお伺い
しておるわけですか。

○鮎川説明員 ただいまの御質問は、

ダムを作る場合には知事の許可を受け
てやっておる。ところが、今度はその
知事の許可がなくなつて、公団が建設
をして、あと維持管理だけを知事にや
らしているのじゃないかという御指摘
でございます。ダムの種類には二種類
あるわけでございますが、その中で利
水専用ダムにつきましては、いわゆる
河川工物として知事の許可を受けて
やっておるわけでございます。それは
先ほど申し上げました通り、従来の制
度のままでございまして、公団で作
りますダムにも、もっぱら利水を目的
といたしまして、このダムもあるわけ
でございます。これは従来通り河川法の
規定が働きます。この公団がそうい
うダムを作ります場合には、やはり知
事の許可が必要になつてくるわけでご
ざいます。ところが、洪水防衛や高潮
の防衛を含むような治水目的を含みま
す施設につきましては、国の機関とし
ての知事あるいは大臣が従来実施して
きておるわけでございます。こういう
ものをかりにこの規定を設けませんと
いたしますと、先ほど申し上げました
利水専用ダムと同じようなことになり
ますので、それはきのうも大臣がお話
になりましたように、国の機関とし
て大臣が直轄工事としてやるようなも
のでございまして、そういうものを公
団に大臣が指示をしてやらせる、こう
いうことになつておるわけございま
す。洪水防衛のための機能を含むも
のは国の責任においてやる。それをい

たしますためには、どうしても河川法
の規定に特例を設けまして、大臣の指
示に基づいて工事の面は公団にやらせ
る、こういうふうにいたしたわけでご
ざいます。

○中島(農)委員 そうすると、ここに

は「河川法第七条の規定にかかわら
ず、同法にいう河川に関する工事を行
なうことができる」、河川法の第七条
は「地方行政庁ハ河川ニ関スル工事ヲ
施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノ
トス」、こういうことになつておるの
ですが、この規定にかかわらず公団が施
設をすることができ、こういうこと
になつておるのですから、僕らの考え
では、知事の認可を得ずして公団がダ
ムやせきの設置ができる、こういうよ
うに解釈しておるのですが、これはそ
うでないのですか。

○鮎川説明員 第七条は「行方行政庁

ハ河川ニ関スル工事ヲ施行シ其ノ維持
ヲナス」という規定でございますが、
河川法の十七條に「左ニ記載スル工
物ヲ新築、改築若ハ除却セムトスル者
ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」とい
う規定がございまして、利水を主たる目
的の工事を受けます。従来この十七
條の許可を受けてやっておるわけでご
ざいます。この十七條の許可を受けて
やれますものは、従来通りの考えでこ
れをいたしておるわけでございます。
ところが、治水的内容を含みますも
のは、従来この七條によつて地方行政
庁、八條によつて直轄工事に類するも
のは大臣がやるわけでありまして、こ
ういふ一部を公団にまかしてやる、
こういうふうな考へておるわけござ
います。

○中島(農)委員 そうしますと、水資

源の開発を目的とする公団の行なう工
作物というものは、私は利水を目的と
するところのせきやダムである、こう
いうように解釈しておるのですが、治
水を目的としたものも公団が仕事をす
るのですか。

○鮎川説明員 御指摘の通り水資源の

開発促進法と公団法の主たる目的は水
資源を開発するためでございます。利
水を目的としたしておるわけござい
ます。ところが、御承知のように多
目的ダムなどの建設をいたします場合
には、治水的目的と利水目的をあわ
せてやっておるわけでございます。こ
ういふ公団におきまして、そういう治
水目的を果した、かつ利水目的を果
すという多目的の内容を持つ仕
事をやるわけでございます。そこで、
公団法の五十五條にも、洪水防衛や高
潮防衛などの機能を含む施設なども建
設するという規定があるわけござい
まして、これと一緒に仕事をすると
いうことになつておるわけございま
す。同時に、そういう仕事をいたしま
すと、どうしても治水的な観点からの
目的と利水目的と、両方の目的を
果たすようにしなければならぬとい
うので、この二十三條でこういう規定
をしておるわけでございます。

○中島(農)委員 治水十カ年計画の予

算をふち込むのでありますから、それ
は治水という面もあると思うのです
が、水資源開発公団そのものは、結局
工業用水なんかを確保するということ
がねらいである以上、これは利水に重
点を置いて、治水というものは、公団そ
のものの事業からいへば従たるものだ
と思うわけなんです。そこで、治水で
あるか利水であるかということによつ

て、河川法の特例というものが発動さ
れるわけなんです。そうします
と、そういう見解は結局建設大臣がす
ることになると思うのですが、たとえ
ば、先ほど言った泰阜ダムのような利
水ダムであつたらうと治水ダムであつ
たらうと、河川の、いわゆる堆砂によるこ
ろの河床上昇というものは、当然免れ
られぬことであります。その場合にお
いて、知事はそれによるところの河川
の維持管理をやらねばならぬ。こうい
うところ非常に矛盾があるのじゃない
かと私は考へるわけでありまして。そ
うすると、今の河川局長の答弁は、
治水関係については国が直轄してやる
のだから、その考えでもって公団にや
らせるのだ、こういうような答弁なん
ですが、そういうふうに了解してよろ
しいですか。

○鮎川説明員 ただいまの御意見の通

りでございます。治水的な内容を持
ちますものは、国の機関として知事、
大臣がやっておりますので、従来通
りその建前をとつてやるということご
ざいます。ただ、工事は公団がやる
ことになりまして、あるいはその資
金面も公団がこれを受け持つというこ
とになりますので、そういう面につき
ましては、大臣がやっておりますした権
限の一部を公団にかつてもらつとい
うことにしませんと、そういう仕事
ができませんので、この二十三條で、そ
ういふ権限の一部を公団にやらせると
いうことになつたわけでございます。
なお、この十九條でそういう指示は、
建設大臣がやるということになつてお
ります。

○中島(農)委員 そうしますと、問題

は、はたしてそのダムは治水ダムであ
るか利水ダムであるかということに
よつて、河川法十七條及び七條の適用
を受けるか受けぬか、こういう問題に
なつてくるだらうと理論上からも法律
の上からも考へるわけなんです。とに
かく全部この法律が成立した以上は、知
事の権限を離れて、公団が独自でこの
建設ができる、こういうふうには必ず
なるものだと私は思ふ。その結果は、川
の維持管理だけは知事が行なわねばな
らぬ、こういう結果が生まれてくる
と思うわけでありまして。それは二人で議
論をやつておつても仕方がありません
けれども、ここに私としては河川法の
本質を変えたところの矛盾を藏してい
る、こういうふうに考へるわけであり
ます。

それから、きょうは企画庁長官が見

えませんでしたので、政務次官にお尋ねを
いたします。最近地域格差というこ
とを非常にいわれるのであります。これ
は自治省の関係で見まして、
も、再建整備の団体なんかは、おもに
山国の県が多いのです。たとえば、こ
の間にちよつと申し上げましたが、私
は長野県でありますけれども、全国の
水力発電所の約六分の一、一五、六
分を長野県で起しておるわけであり
ます。ところが、これに対して、水利使
用に対する使用料というものがあ
る。日本全国で二十二、三億程度だ
と思ふ。ところが、電気ガス税とい
うものがありまして、現在の電気料
金は、おそらく日本全国で三千五、六
百億上がつておると思う。ところが、
やはりこれにも租税措置法の特例を設
けて、うんともうけておるセメントだ
とか、あるいは鉄鋼業だとかいうよう

ものは全部免除している。それでもなおかつ二百億近いところの電気ガス税が上がる。しかもその電気ガス税の上がるところは、裕福な東京であるとか、川崎であるとか、神戸とかである。東京なんかはおそらく四十億以上の電気ガス税が上がっている。そういうように山の中の水が唯一の資源であるところの県に対して水を収奪してしまつて、そしてほんの涙ほどの四億ばかり、日本全国で二十億ばかりの金をやつて、そして電力をもらつてそれがために繁栄しておるところの都市は、すつと腕を組んでおつて電気ガス税で四十億も一県で入るといふ、こういうような矛盾した政策をとつておる。もしこの電気ガス税を電気税に振りかえれば、長野県はわずかに十五、六億で再建整備団体になつておるのですが、そんな金は半年に入る。従つて、地方税の立て方いかんによつて、たちまち富裕県にもなるし、また貧弱県にもなる。つまり、山間の県でもって唯一の資源であるところの水を収奪して、涙ばかりの水利使用料をやつて、そしてものすごい災害を与えておる。おそれく長野県の今度の災害は、下伊那郡だけで、公共土木施設だけで七十何億というふうな災害が出ておるのだから、全部では何百億というふうな災害が出ておると思ひます。そこにまたこの水資源開発促進法をこしらへて、そして都会の工業地域の、現在行き詰まつておる状態を救わねばならぬ。これは私も同じ考へで、どうしてもやらんならぬと思ひます。しかし、この水資源を活用するについて、いわゆる水資源県に対するところの何らの考慮も払われておらぬ。たとえば、山村地方

において総合開発なんか考へてやろうと思つて、たちまち電力会社の水利権にぶつかつて、何もできはしない。わずかに百町歩くらいの灌漑用水をとりうと思つて、あるいは頭の上に水がある、だからそれをちよつと誘導しさえすれば数百町歩が改良でき、飲料水がでけると思つても、みな電力会社の水利使用権に握られておつて、何もできぬというのが現在の状態です。また、水資源開発促進法並びに水資源開発公団法もこれと結果になるのであつて、水資源県に対して、もう少し相当地な考慮が払われるべきと考へるのであるけれども、それについて、この法案作成の過程において、そういうことが議論されたことがあるかどうか、この点についてお伺ひしたいと思つておる。

○菅政府委員 御承知のように、この法律は、人口の増大や工業の非常に発展をしております水の需要地の需要を急速に満たすことが主眼になつておりまして、お話のように、やはり主眼がそういう工業都市の用水供給ということに置かれておることは間違ひございませんので、そういう意味におきまして、もちろんこの基本計画の策定その他におきましては広域的な対策を立てるようになっておりますし、また治山治水の面も考慮を払わねばならぬという規定もございます。水資源のこれを全然顧みぬということではございませんが、力点は、今申し上げましたように需要都市の用水確保が重点になつております。従ひまして、お話のように、水源地域におきます後進地帯の開発をこの法律でやるというわけにはなかなか参りませんが、それはそ

の他の諸般の法令やあるいはいろいろな行政全般の措置で、やはりそういう水源地帯の後進地域の開発を考へねばならぬ。この法律では十分手が回らぬことは御指摘の通りでございますが、全体の政治の運営でやるよりほかに、個々の政治の運営でございまして、まあ、発電所の問題などにつきましても、おっしゃいますように、水利料が非常に少のうございまして、そのほか若干の固定資産税も取れるようになっておりますけれども、それにしても、非常に報われるところが薄いという全体の趨勢は免れぬと思ひますから、こういう上流の後進地域の開発につきましましては、この法律でなくて、全般的な政治行政の措置で取り計らうよりは、ほかにと考へておる次第でございます。

○中島(健)委員 そこで、話はちよつと横道に入るかも知れませんが、ちよつときょうは企画庁の政務次官が見えたので、この水資源の開発と関係しまして、水資源県に対して、何とか企画庁なんか中心になつて考へていただいたいと思つておる。それは、電気ガス税の話になりますけれども、電気ガス税をまるまる取れば、三百五、六十億の金が入るわけなんです。あの法律が成立しましたのは、たしか昭和二十一年ごろだと思ひますけれども、当時セメントであるとか鉄であるとか造船業であるとかいうのは非常に不振なときでありましたので、それ、日本経済の発展のために、これらのものに対しては電気ガス税を免除する必要があるというわけで、十何品目かなかに対して免税措置をとつた。ところが、その後の経済の情勢は

違つて、セメントなんか三百といわれ、三割、四割の利益を出して、五十円株が三百円、五百円しておる。こういう情勢に、造船業においても製鉄業においてもなつてきておる。従つて、これらにも課税すると、今の二百億のやつが三百数十億になるわけでありまして、その三百数十億を、これは市町村に税になつておられますけれども、これを国が全部吸い上げて市町村税を全部撤廃すると困るとすれば、そのうちの若干はそういうふうな富裕県へ回すにしまして、重点的に水資源県の方へ回しますれば、長野県であるとか福島県であるとかいうような、こういう地財法の適用を受けておる県が、一躍して裕福な財政になつて、治山治水の方面にも十分金が使へる、こういう結果になるのです。従ひまして、水資源開発公団法をこしらへられて、現在窮乏しておるところの都市の水資源を供給されることもけつこうでありますけれども、ただいま政務次官の言われた言葉について、これではなしに別途に考慮されんとすれば、この電気ガス税に手をつけていただければ、これはもう立ちどころに水資源県の貧弱な県が相当の財源を得て、治山治水方面に、もっと大きな効果をあげることができ。これはぜひ一つ企画庁で考へて、自治省なんかと御折衝を願ひたいことを希望いたしておきます。

それから、第二の問題として、政府も与党もこの法案の成立を急がれておる以上は、この法案が成立すると直ちに公団の設立、あるいはこの公団を取り扱う窓口、そういうふうなものをすでにお考えになつておるだらうと思つておる。それに対して、この水資源開

係の事業を取り扱う窓口に対しては、どんなふうな行政上の機構を考へておられるか。それから、公団に対しては、この法律が成立すれば六月以内に発足せねばならぬことになつておりますけれども、公団に対して政府の構想はどのような構想をお持ちであるか。この二点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○菅政府委員 この両法案に基づいて始まりましていろいろな業務につきましての窓口は、経済企画庁が担任をいたすように相成つておりますことは御承知の通りでございます。内閣総理大臣において重要な公団の人事その他の管理をやられますが、たとえば財務などは企画庁長官に委任をされることになつておると思ひます。そのほかいろいろな計画の調整、調査の調整などは明文によりまして企画庁長官が担任することになつておりますから、そういうことに基づきまして窓口は経済企画庁が担任をいたすことに相成つております。

なお、予算折衝はこれから始まるというこの段階でこういうことを申し上げるのはいささか早計かも知れませんが、相なるべくは、水質保全の行政事務はすでに企画庁がやつておりますから、この関係の業務とあわせまして水資源局とでもいうようなものを経済企画庁に設けまして、そこを事務的な窓口にしたらい、こういうふうな腹案を持つておるわけでございます。

なお、公団の問題につきましては関係局長からお答えいたさせます。

なお、さつきお話しになりました租税体系の上で全国の均衡をとるよう配慮をせよというお考えにつきまして

は、十分考えてみたいと思っております。電気事業、ガス事業等がだんだん繁栄をいたすわけでありますから、租税特別法におきまして特別措置はだんだん減じていくようにして参りまして、その面からの増収が逐次はかられますとともに、水源地域の方におきまして貧弱、と言つては失礼でございますが、貧弱な県に対しては交付税がそれだけだんだん増していくという大きなことになりまして、そういう大きな資金の繰流の過程におきましてはだんだんそういう傾向になると考へるのでございますが、ただ、お話を電気事業に対する課税について、発電地域における発電課税の考へをとつたらどうかというお考へにつきましては、これは租税以上の重要な問題でございますから、私の方の主管でもございせんのでお答えができませんが、十分関係方面とともに研究を進めたいと考へておる次第でございます。

○菅田政府委員 公団の性質等につきましてお答えしたいと思います。御承知のように、公団法におきましては、法律の施行期日を、公布の日から起算いたしまして六カ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するといふふうに規定されておるわけでございます。このことは、要するに水源開発促進法の成立に伴いまして、水源の開発の水系の指定、それから基本計画の作成という二つの大きな仕事があるわけでございまして、公団の事業内容は基本計画に基づきまして定まるという関係上、この法律が成立いたしましたも、基本計画の策定等に準備を要します関係上六カ月という期間を設けてあるわけでござい

ます。現在私どももいたしましては、関係各省にいろいろ照会をいたしまして、できるだけ早く基本計画の素案と申しますか、そういう案を作りまして、この両法案が通りました時に、おきまして、できるだけ早い機会に水源開発審議会にかけまして、一応基本計画の策定をお願いするといふ考へで準備を進めております。

○二階堂委員長 西村閣一君。

○西村(閣)委員 私のこれからお尋ねしようと思つた問題は、若干ほかの委員からお尋ねになりました点と重複する面があるかも知れませんが、御了承をいただきたいと思つて、なお、主としてこの法案に直接利害関係のございます上流地帯にある農漁民の立場を代表いたしまして、若干の質問をいたしたいと存じます。

本法案が策定せられるにあたりましては、水源の総合的な開発及び利用の高度化をはかるということが目的でございますが、法案の骨子といたしますところは、下流の工業地帯の利益が重点になっておるのかと思われ

るのであります。水源地帯の住民の福祉の増進という面から水源の保全涵養という面につきまして、これをおろそかにいたしますならば、下流の工場地帯の利水の問題も十分に目的を達することができないといふことは言うまでもないわけでございまして、開発基本計画の策定にあつては、水系全体について均衡のあるところの開発、発展という点に十分な留意が払われなければならないことは申すまでもないと思つております。その点につきまして、案文を見ますと、水源地帯の保全涵養という面に若干欠くる

ところがあるように思われるのであります。特に河床の浸透でありますとか、堤防の増強でありますとか、あるいは砂防計画でありますとか、造林計画でありますとかいふような面に対して、政府はどのように考へておられるのか、政府はどのように考へておられるのか、その点について、まず最初にお伺いしたいと思つて

○菅田政府委員 水系全般にわたります総合的な開発ということになりますと、もちろん今おっしゃいましたように、上流地帯におきまして水源の涵養と保全とが重要なことだと思つておられる。そういう意味での砂防とか治山とかいふような事は国全体としてさぐる重要と考へるのでございまして、しかしながらその仕事は、あるいは建設省、あるいは農林省御所管の砂防、治山事業といふものもあるものでございまして、そういう砂防ないし治山治水事業と、この本法に規定をいたしますところの水源の開発がどういふ関係になりますかといふことは、非常に微妙な問題でございます。本法の定めま

したところによりますと、治山治水に關しましては水源開発の仕事は十分考慮を払わなければならないといふことにはなつておりますが、その本来の仕事はやはり建設省が中心になつてやるという建前でございます。この水源開発計画におきましては、ここに書いてございまして「水の需要の著しい増大が見られる地域に対する用水の供給を確保するため」といふ、これが第一條にある目的であります。そのため、はからうものであります。こういうものための水源の開発、そう

いう考へが中心でございます。従いまして、もちろん水源の涵養保全につきましても考へぬではございせんけれども、主としてここで言ひます開発は、ほつておけばそのまま流れてしまひます単なる自然水の状態にあるものを、いつでも工業、上水、あるいは農業利水等に利用し得る状態に置くといふ、そこに重点を置いておられるので、やはり治山治水方面は主として従来の治山治水の系統でやつていただく、こつちらはそれを十分考慮に入れるといふ、こういう法の立て方になるものと考へておるのでございまして、もちろん十分考慮を払ひますし、それから水系全体に対する開発計画でござい

ますから、無視はいたしません、尊重はいたしますが、主たる治山治水の事業、ことに上流の砂防、治山等は、従来の建設省もしくは農林省のお仕事に主たる御分担にならうと考へておる次第でございます。

○西村(閣)委員 ただいま次官の御説明は承るまでもなく、所管の分野といふものはおのずから明らかであると思つてございまして。しかし「都市人口の増加に伴ひ水の需要の著しい増大が見られる地域に対する用水の供給を確保するため」とあります、この目的を達するためには、ただ自然のままの、ただ流れておるところの水を有効に利用すればよいという考へ方じゃなく、やはり高度な総合的な計画が必要でなければならぬことは、今、次官もおっしゃつた通りであります。これは所管が違ふからといふことでなく、むしろこの法律の画竜点睛の実をあげようとするならば、やはり水源地帯の保全涵養といふことをおろそか

にしては、最も水を必要とする下流の工業地帯に対する供給も、常時しかも過不足なく十二分に用を達することもできないといふことが考へられると思つております。これは各省間における緊密な連絡をとられるという、行政的な措置において解決ができる問題であるとおっしゃればそれまででございますけれども、やはり法律の中に水源の保全涵養といふことがうたわれてこそ、初めてこの法律の目ざしておられる目的が達成せられるのではないかと考へてございまして。なるほど著しく水が必要であるといふ地域の用水を確保する。そういうことのために「特定の河川の水系における水源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図る」といふことでありますから、あくまで上流地帯の水源地帯の水源の保全涵養といふ面が、何らかの形で法文の中に明らかにせられるといふことが必要ではないかと思つておるものであります。その点につきまして政府の御見解はいかがでございますか。

○菅田政府委員 ただいま申し上げましたように、第四条の第三項に、「基本計画には、治山治水及び電源開発について十分の考慮が払われていなければならない」といふことになつておるわけで、この基本計画の作成に治山治水の面も十分に考慮をいたします。場合によりましたならば、計画の中にそういうことを書き込むことがあるかもしれせん。決してこれを忘れておるのではありません。しかし、主たる所管が建設省でございまして、治山治水十カ年計画といふものがあるものでございまして、もちろんそれと矛盾をいたしませんことはとよりのこと、あ

るいは若干重なる意味において基本計画に書き込むことがあるかもしれませんが、やはり主たるねらいのところといたしましては、第一条のこういう書き方でおっしゃいますような意味は大體含まれておると私も解釈して、こう規定いたしておるのでござい

ます。
○西村(閣)委員 その点が若干議論の分かれるところだと思ひます。建設省の所管でありまして、たといはかの省の所管に属する、農林省なりの所管に属することでありまして、やはり法文の中に、そのような、今の御指摘になりましたような点がござい

ます。が、目的の中にそういう点が明記せられることが望ましいというのを、上流の農民の立場から考えまして、そういうことを申し上げておるのでございまして、その点は重ねて御答弁をいた

だこうとは思ひません。今の御答弁でけっこうでございますが、そういうこともなお十分に御留意をいただきたいという

ことをお願いする次第であります。
なお、水系の指定につきまして、基本計画、事業実施の方針を決定する

場合において、関係行政機関の長に協議しなければならぬとござい

ます。
○西村(閣)委員 この促進法の第四

条であります。第三条は水系指定についてでございますが、第四条の基本計画につきま

しては、基本計画を策定をいたしますとき、主務大臣が関係の知事の意見を聞くことになっております。あるいはその前提であります主務大臣がこれに基づきまして公団に事業実施方針を

示します場合にも、またそれに基づきまして公団が事業実施計画を策定をいたしますときにも、関係知事の意見を尊重する意味におきまして、この主務大臣の実施方針の指示については地方の

知事の意見を聞くことになっておりますし、公団の実施計画策定につきま

しては公団が知事に協議をする、こういう規定を置いておるわけでございます

です。多少そういう意見を聞くとか協議をするとかという立て方、表現は違つておりますが、いづれにいたしまし

ても関係知事の意見を重んずるということが、こういう実施方針を授ける場

合、あるいは計画を立てる場合等における一つの重要な要件になっておるの

でございます。
○西村(閣)委員 この促進法の第四

条であります。第三条は水系指定についてでございますが、第四条の基本計画につきま

しては、基本計画を策定をいたしますとき、主務大臣が関係の知事の意見を聞くことになっております。あるいはその前提であります主務大臣がこれに基づきまして公団に事業実施方針を

示します場合にも、またそれに基づきまして公団が事業実施計画を策定をいたしますときにも、関係知事の意見を尊重する意味におきまして、この主務大臣の実施方針の指示については地方の

知事の意見を聞くことになっておりますし、公団の実施計画策定につきま

しては公団が知事に協議をする、こういう規定を置いておるわけでございます

です。多少そういう意見を聞くとか協議をするとかという立て方、表現は違つておりますが、いづれにいたしまし

ても関係知事の意見を重んずるということが、こういう実施方針を授ける場

合、あるいは計画を立てる場合等における一つの重要な要件になっておるの

でございます。
○西村(閣)委員 この促進法の第四

条であります。第三条は水系指定についてでございますが、第四条の基本計画につきま

しては、基本計画を策定をいたしますとき、主務大臣が関係の知事の意見を聞くことになっております。あるいはその前提であります主務大臣がこれに基づきまして公団に事業実施方針を

示します場合にも、またそれに基づきまして公団が事業実施計画を策定をいたしますときにも、関係知事の意見を尊重する意味におきまして、この主務大臣の実施方針の指示については地方の

知事の意見を聞くことになっておりますし、公団の実施計画策定につきま

しては公団が知事に協議をする、こういう規定を置いておるわけでございます

です。多少そういう意見を聞くとか協議をするとかという立て方、表現は違つておりますが、いづれにいたしまし

ても関係知事の意見を重んずるということが、こういう実施方針を授ける場

合、あるいは計画を立てる場合等における一つの重要な要件になっておるの

でございます。
○西村(閣)委員 この促進法の第四

条であります。第三条は水系指定についてでございますが、第四条の基本計画につきま

もう少し供給の量をふやすべきじゃないかという議論も出てくると思います。が、そういう点まだ固まっておりますので、今各省と鋭意折衝中でございます。

○西村(閣)委員 今の利根川水系につきましては、工業用水と農業用水とのパーセンテージはどのくらいと考へておられますか。

○曾田政府委員 先ほど申し上げました利根特定地域開発計画という計画に盛り込まれております最小限の農業用水の新規需要といえますものは、これは毎秒で申し上げるとちょっとおわかりにくいかもしれませんが、毎秒三十四トン、それからそれ以外の工業用水、上水道といえますものが大体四十一トンでございますか、そういうことになります。

○西村(閣)委員 比率を伺いたないので。

○曾田政府委員 大体四割が農業用水になっております。

○西村(閣)委員 今おっしゃったのは新規の需要ですね。私の伺いたいののは、従来から農業用水として利根川水系からのくわい使っておったか。その分を工業用水にどの程度さへしているか。この比率ですね。従来は九〇%までは農業用水に使われていると思うのです。それが今度の計画においてどの程度まで農業用水をさいて工業用水に振り向けるか、こういう点を伺っているわけです。

〔委員長退席、松澤委員長代理着席〕

○曾田政府委員 先ほど申し上げましたのは、新しい用水なりあるいは工業用水の需要の問題でございます。現在

の農業用水から持っていくという意味じゃございませう。先ほど言いましたダムを作り、河口せきを作り、それによって得ます水を配分するということのような考へでございます。

○西村(閣)委員 その点はわかるのですが、しかし水の一定量はきまっています。ダムを作り河口せきを作ることによって、今までむだに流れておった水を有効に使うという計画だということもわかりますけれども、水の一定量というものはきまっていますから、その点農業用水に事欠くような計画が立てられるということについては、やはり農民の立場からすると困る。こういう点が問題になると思ひますので、そういう点について、計画の樹立に当たるときの局長のお考えですね。そういう点についての配慮、こういうことについて私は伺っているわけですが、その点いかがですか。

○曾田政府委員 利根川のことについて申しますと、御承知のごとく昭和五十年には今の開発利用水量の三倍以上を確保するつもりでございます。利根川の百三十五億トン流れております水、現在一三%しか利用されております。そのうち、昭和五十年には三九%まで利用する計画に相なっておりますから、十分新規開発量がございます。この上流地方の農業利水ばかりでございませうが、既得権益を侵さない。また、新しい開発もできるだけ配慮する、新しい利水にもできるだけ貢献する、という考へでございますので、今御主張のようなどことは十分尊重する方針でございます。なお、具体的に河川局の方で数字をお持ちでございますから、お答えいたします。

○鮎川説明員 政務次官からお答えになりました通りでございますので、現在の利根川が利用いたしております量は約百三十五億トン、それを一三%程度利用いたしておるのが現状でございます。そういう程度の水でありますと、渇水時に際しましてはいろいろ困った問題が出て参りますので、今度の計画におきまして、需要量その他につきましても企画庁の方で各省関係取りましても出されるわけでございますが、それに即応いたしましてダム、河口せきあるいは湖沼の開発をいたしまして、その利用率を先ほどお話しになりましたように約三九%程度、これは昭和五十年の一応の目標であります。が、流量をいたしましては五十一億トンくらいの流量を確保いたしまして、そして新しい需要につきましても、もちろん、既得水利につきましても、従来渇水期に困っておりましたが、そういうものに対しまして、この開発によって得た水を放流いたしたいと思へておるわけでございます。

○西村(閣)委員 利根川水系の基本計画につきましましては一応了解をいたしました。

○曾田政府委員 淀川につきましましては、建設省の供給計画案といひますものを一応きめておりますが、現在工事中の高山ダムとかいろいろございまして、そういう一群のダムと、それから琵琶湖の開発あるいは下流の未利用水の利用というようなものを考へまして、大体日量四百六十万トンであるという供給計画を一応持っております。

需要の面につきましましては、特に農業用水につきましましては、滋賀県の場合におきましては、農業用水に使ひまして琵琶湖に還元するということのような事情もあるようでありまして、特に特別な要望はないと存じております。従ひまして、主として問題になりますのは、工業用水と上水ということ考へておりますが、先ほど申し上げました建設省の供給計画に大体マッチした需要量が現在のところ各省から出ております。

○西村(閣)委員 農業用水は琵琶湖に還元すると言われたのは、ちょっと私にはわからないのです。滋賀県の場合には農業用水の問題はないと言われるのは、どういう意味ですか。

○曾田政府委員 農業用水に使ひました場合に、末流が琵琶湖に出るわけでございますが、それは一応あの周辺の農業の場合におきましては、当然琵琶湖にまた戻ってくるというふうな関係で、新規にはそう大きな量は要らないんじゃないかということ聞いております。

○西村(閣)委員 それは、琵琶湖を流れる河川にダムを作つてやるという御計画の上に立つてのお考えでございますか、琵琶湖の北湖と南湖とを分けて締め切りをするという建設省の案を骨子としておっしゃつておられるのですか。どちらでございますか。

○曾田政府委員 お尋ねの後段の、建設省が考へております南湖と北湖の間を締め切るという案で申し上げております。

○西村(閣)委員 北と南とに締め切りを作ります場合に、北湖の水位を下げ、南湖の水位を上げる、そしてこれを下流の淀川に流す、こういう大体的計画のようでございますが、その場合に北の湖の水位が下がるということによって当然沿岸の地下水に影響をきたす、そうならば農業用水に事欠くという状態が起ることは必然でございます。今、局長の言われたようなこととは、逆の現象が起つてくるということに對しては、お考へになつておられないのですか。

○曾田政府委員 琵琶湖の南湖、北湖の間を締め切りまして、北湖の方の水位を下げるという場合におきましていろいろの影響があるかと思ひます。今お話の地下水がなくなるとか、あるいは今までの農業の取入のままだでは水が取れない。取入口を下げるとか、何とかして改良しなければならぬ。そういう問題が当然起つてくると思ひますが、それにつきましましてはそれ相應の補償工事、たとえば井戸水がかれる場合におきましては簡易水道を作るとか、いろいろ補償的な工事が要るのではないかと考へております。

○西村(閣)委員 御答弁は最初の、農業用水として還元すると言われた点とは若干食い違ふように思ふ。北湖の場合においては還元どころか、非常な農業用水に欠乏をきたして行くという実情が起つてくるのです。今、局長の言われた通りなのですが、そういうことは補償の問題だけで簡単に片づけられる問題ではない。これは沿岸の滋賀県の農民の死活に關係する問題なので、下流の、多数の水を要する地帯の水を確保するという大局的な目的のためには、滋賀県の農民も犠牲を甘んじて受けなければならぬ、こういう理屈は成り立たぬと思ふ。やはり事実、締切案によって滋賀県の農民がどれた

けの影響を受けるかという点について少し御検討が足りないのではないかと
思うのです。

それから、下流の水を利用する計画
の中で、堺の臨海工業地帯の造成につ
いて、やはり琵琶湖の水をその計画の
中に入れておられるのかどうか、そう
いう点もあわせてお伺いしたい。

○鮎川説明員 まず第一の問題は、曾
田局長からお話がありましたように
、補償で解決する問題が相当あるか
と思ひます。また、建設省といたしま
して、琵琶湖の締め切りの問題につ
いては、一応試案程度でございまして、
まだ中身が固まっています段階ではご
ざいません。今後そういう案でやった場
合にどういふ影響があるかということ
を、漁業の面、農業の面、その他いろ
いろの面を調査いたしましてから、そ
ういふ点は考慮しなければならぬとい
うふうなことを考えておるわけでご
ざいます。

それから、第二の御質問でございま
すが、阪神地区におきます水の需要の
中身の問題でございまして、私どもと
いたしましては阪神地区におきます工業
用水道、水道用水、こういうものの総
合したもののが昭和四十五年とい
たしますと、四十五年にどの程度必要
であるか、また緊急に昭和四十年ごろ
にはどのくらいあるかということをお
察いたしました。まず緊急な用水につ
きましては緊急に開発できるものを充
てる。たとえて申しますと、長柄可動
堰のかさ上げによって、あるいは現在
工事いたしております高山、宇陀川、
青蓮寺のダムがございしますが、そう
いうダムの建設を急ぎまして、そうい
う水を供給する。しかし、将来にわたり

ましては相当の水の量がございする
で、その際には琵琶湖の水を開発して
全体の需要を満たしたらどうかとい
うに考えておるわけでございします。

従いまして、先ほどの御尋ねは、阪神工
業用水道の中の需要の中に含まれてお
るわけでございしますが、それを琵琶湖
でいくか、あるいははこの水でいくか
ということとは先ほど申し上げた通り
の内容になっておるわけでございします。

○西村(國)委員 阪神全体の計画につ
いては、ほかの水系も考えられると思
ひますが、私の特に指定して申し上げ
たのは、堺市の臨海工業地帯、これが
もうすでにどの会社にはどこ、どの会
社にはどこという工合に区分までせら
れて具体的な計画が載っているわけで
ございしますが、水の計画については、こ
れは琵琶湖の水をあてにしておる、こ
ういふことがいわれておるわけです。政
府の御答弁によりまして、また琵琶湖
の計画については締切案にするか、あ
るいはしないかということも煮詰まっ
ていない、こういう御答弁でございま
すが、水の計画も十分立たないのに、
一方においてほとんど下流の工業地帯
を進めているというところは、若干そ
れにそぐする点が出てきやしないか、こ
ういふ点について具体的に伺っている
わけなんです。特に滋賀県の琵琶湖の水
は、これは何も滋賀県の専有物でござ
いしません。やはり国の利益のために、
国の産業の発展のために開発せらるべ
き性質のものだと思ひますが、同時に
長年水によって生活をしているところ
の琵琶湖の周辺の滋賀県の住民の福祉
というものもあわせ考えなければ、国
の政治というものは全うされないう
のでございします。それらの点、私が

質問をして参りますと、まだ十分計画が
煮詰まってないというふうにおっしゃ
る。それならば、上流の淀川水系を開
発するという基本計画の中で、どのよ
うに政府は考えているかということ
を一番知りたがっているのは、上流の住
民であります。そういう点がまだあい
まいもこととしておられる状態では、安堵し
て生活することができないという立場
がやはり生じてくると思ひます。そ
ういふ点、もう少し明確に次官から
答えていただきたいと思ひます。

〔松澤委員長代理退席、委員長着
席〕

○菅政府委員 ただいまこの法案を提
出しておる過程でございまして、将来
の開発計画を考えてそれぞれの官庁が
いよいよ予備調査と申しますか、いろ
ろやっております。いよいよこの法案
が通りましたならば、促進法第二条の
基礎調査にかからなければならぬので
ございします。もちろん基礎調査にお
きましては、過去の調査の実績を取り入
れます。また、特に国が権威を持って
行ないました国の調査の結果を尊重し
なければならぬという方針でございま
すから、今やっておりますのは十分活
用いたしますが、しかし、基礎調査と
なりましたならば予算も相当と、ま
た相当の努力を集中いたしまして、迅
速にこれをやる決心でございします。そ
れに基づきましていろいろな計画の準
備をすることになるわけでございま
す。ただいまのいわば予備調査と申し
ますか、この段階では必ずしも十分に
できておりませんが、そういう実情で
ございしますので、御了承をいただき
たいと思ひます。この点、私もこれ以

上お尋ねしないことにしたいと思ひま
すが、一方においては水資源の問題が
まだ明確に計画が立っていないのに、
工業地帯がどんどん造成されていく。
こういうことでございまして、正しな
方ならみ合せながら総合的な基本計画
を立てるというのがこの法案の趣旨だ
と思ひます。そういう点、行政の指
導の面においてお格段の御留意を願
いたい、こう思ひます。この法案につ
いて、第六條に「総理府に、附屬機
關として、水資源開発審議会を置く。」
ということがございしますが、この審議
会のメンバーにつきましては、どうい
う顔を予想していらっしゃるかと
思ひます。もちろん具体的に個人の名前等は
まだその段階ではございしますが、
どういふ階層のどういふ人々をこの審議
会のメンバーにしたいというふう
にお考えになつていらっしゃるかと
思ひます。この点をお伺いしたい。

○曾田政府委員 水資源開発審議会の
委員にどういふ方を考えておるかとい
う御質問でございしますが、われわれと
いたしましては、いわゆる学識経験
者、学者あるいは各産業の代表の方、
そういう方々を考えております。

○西村(國)委員 各産業の代表者の中
には上流の農業関係の代表者もお加
えになるというふうな理解してよろし
いですか。

○曾田政府委員 この審議会は、要す
るに全国的と申しますか、相当大きな
立場から、政府の意見が独善的なら
ないよう、また全国的な視野からい
ろいろ御審議を願う機関でございま
して、特に特定の地域の代表の方を委員
として選ぶかどうかという問題は慎重

な検討を要する問題じゃないかとい
うに考えております。

○西村(國)委員 今の局長の御答弁は
私の質問を誤解していらっしゃる。私
は特定の地域の代表を入れるというこ
とを言っているのではないのでありま
して、最初から申し上げておりますよ
うに、上流、下流の双方の利益が相反
しないように、両方相待つて国の利益
が増進されていくような立場からこの
法律が効果を発していくことを望ま
するがゆゑに、そういう立場から質問
を申し上げておるのであります。です
から、特定の地域の特定の代表という
のではなくて、この法案には上流の関
係というものが全体として――これは
地域々々じゃなくて全体としてあるの
でありますから、その上流の住民の利
益を代表する主として農民、そういう
側の代表、これは全国的な農協その他
の機関もあるわけでございしますし、あ
るいは学識経験者の中には農業専門の
人もおるわけですから、そういうたよ
りな点についても各産業の代表者ある
いは学者、学識経験者と言われました
中に、そういう点を配慮していただく
用意があるかどうか、こういう点を
伺っているのです。これは一々次官か
らお答え願ひたい。

○菅政府委員 十五人の委員でござい
ますが、今御指摘のような工業用水、
農業用水あるいは上水道用水等、いろ
いろ利用の面が分かれておりますか
ら、そういう関係のあります業態の代
表はできるだけ入れたと考へており
ます。たとえば農業利水の面を十分代
表し得る人は当然入れなければならぬ
と思ひます。その際上流、下流の利害
の反発するものもございしますので、上

○西村(関)委員 次に、第十一条でござ

○菅政府委員 国土総合開発計画と本

しては、基本計画の際に定まってくる

公団で事業をいたしますと、公団職員として事業を実施するわけでございます。身分が変わってくるわけでございます。事業の承継に伴って現在の職員がどの程度公団に移り、あるいは国の直轄事業をさらに続けるかという点につきましては、具体的な内容その他全体的な立場からいろいろな点でたいま検討中でございます。

○西村(團)委員　そういう点につきまして、たいま検討中だという御答弁でございますが、国の直轄事業に従事している公務員の立場からいたしますならば、自分の身分に関する問題でありますから、どうなるだろうということ、非常に不安な気持ちになるのは当然だと思ふのであります。そういうことは、ただ利根川だけではなくて、淀川水系においても、また今後指定されるであろうところの各水系においても、同じような問題が起こってくると思ふ。これは一つの大きな問題であつて、その点についてたいま検討中だとおっしゃるから、これ以上のことを

伺つてもいたし方がないかもしれませ
んけれども、非常に大事な問題だと思
うのです。身分の保障について、また
こういう公団に移行するといった機会
に、あるいは人員整理をするとか、あ
るいは不利な配置転換をするとか、そ
ういったようなことがあつてはならな
いと思う。そういうことについての次
官の心がまえはどうでございませうか。

○菅政府委員 身分の公団への移管が
起ります場合、もちろんその場合に
関係者を不当に処遇しようという考え
はございせん。従来これに似たよう
な、政府の身分と公団の身分と引き継
ぎます際にも、決してそれを首切りに
利用したり、あるいは待遇を落とすこ
とに利用したりすることは、原則とし
てしなかつたことと思ひます。給
与の点などについても、若干上がる傾
向がむし多いのじゃないか。また、
この規定にもありますように、本公団
の役員は公務員に準ずる地位を持つ
ことになっておりますので、また給与に
つきましても厳重な監督をいたしてお
りますから、決して不遇になるようなこ
とはないようにする決心でございませう。

○西村(閣)委員 この事業を実施する
場合において、公団をやらせる場合
は、都道府県にまたがるもの、あるい
は同一県内にあつても、下流を含むと
ころのはかの利益が含まれるところの
ものは公団にやらせる。それから、県
内だけの利益のものは国もしくは県
営、団体管でやらせるというようなお
考えのように今伺つたのであります
が、そういう点につきまして、今の公
団にやらせる場合はともかくいたし
まして、現在行なわれております土
地改良区との関係、土地改良法による

事業と、団体管でやらせる事業、ある
いは県でやらせるところの事業との関
係は、一体どうなるのでございませう
か。

○菅政府委員 ちょっと、今、西村委
員のおっしゃいました点につきまし
て、必ずしも二県以上にわたる仕事の
み公団がやるという考えではございま
せんので、そういうものが根幹にはな
りますけれども、それに付随してある
事業で一県内、たとえば農業利水など
に多いと思ひますが、従来それぞれ
の機関がやつてゐるものもこの総合事業
の一部で施行した方がよいものはこ
ちらに移管してやることになる場合があ
ると思ひのであります。

○西村(閣)委員 この法案の十二条に
よりまします、「国、地方公共団体、水
資源開発公団その他の者が実施する」
となつております。だから、いろい
ろな事業主体ができるわけでありま
す。今、次官の仰せになりました開発
公団にやらせるものにつきましては一
応の考えを承つたわけでありますが、
ここにございませう国がやる場合、地方
公共団体がやる場合、「その他の者」と
いうのはおそらく団体管のことだろ
うと思ひますが、これは一具体格的には
どういふものにやらせるか。また、こ
ういふ区分をせられた以上は、どうい
う基準によつてそれを適用なさるか、
こういう点を伺つてゐるわけですが。

○菅政府委員 お話のように、この開
発計画全体は総合的に考えますが、中
には、公団がやるものがおそらく中心
にすむと思ひますが、それに付随し
て、たとえば従来国がやつてゐたもの
は国の計画としておき、地方公共団体
がやつてゐるものはそれとしてあると

思ひます。「その他」というのは、おそ
らく土地改良区その他の県営、市町村
営にあらざる団体のやつておりますも
のを含んでゐるだらうと思ひますが、
たとえば土地改良区のごときでありま
す。そういうふうにご考へるのでござい
ます。

○西村(閣)委員 従来の土地改良区の
やつてゐる事業はそれをそのまま事業
に指定する、こういうお考えなのです
か。私の伺つてゐるのは、従来の土地
改良組合法によるところの事業形態が
ございませう。それと本法案による事
業形態との関係は一体どうなるのか、
そういう点なんです。これはこの中に
吸収してしまふというのですか。

○菅政府委員 従来土地改良区との関係
などでやつておられます小規模な灌漑
排水事業などは、これは公団が中に取
り込んでやるということとは必ずしも考
えておりません。そういうものは従来
通り尊重いたすことが原則だと思ひ
てございませう。ただ、開発計画全体と
いたしまして、たとえば水の需要供給
の全体の計画を立てます場合に、やは
り土地改良区がやつていらつしやるよ
うな事業も同じく中に入れまさんと、
事業計画などに漏れるといけませんか
ら、総合計画そのものに入ることはあ
りまして、そういう小規模のもので
従来通りやつておつて差しつかえない
ものはそのまま置くことになると思ひ
てございませう。

○西村(閣)委員 それと関係がござい
ますが、例の愛知用水公団、これは愛
知用水公団法によつてやられておる事
業であります。この法律が成立いた
しました場合にどういふようになさる
お考えでありますか。

○菅政府委員 愛知用水公団につきま
しては、初めは早期に合併吸収しよう
という考えもございませうけれども、
いろいろこれは世銀の方の借款関係も
ございまして、必ずしもそう単純に参
りません問題が一つございませう。ま
た、豊川用水の方の仕事を引き續いて
愛知用水公団にやらせようという新し
い方針もきまりましたので、さしあた
り愛知用水公団を吸収するという考え
は今のところないのでございませうが、
将来の問題としてこれは研究したいと
思つておるのでございませう。

○西村(閣)委員 農林省の方もそれで
いいのですか。

○福田説明員 農林省といたしまして
も、今企画庁の政務次官からお答えが
ありました通りの考えでございませう。

○西村(閣)委員 群馬用水については
どういふふうにお考へになつておりま
すか。

○曾田政府委員 ただいまのところ公
団でやるかどうかは最終的にはきまつ
ておりませんが、基本計画の中には当
然これらのものも入れるべきだと考へ
ております。

○西村(閣)委員 群馬用水につきまし
ては、建設省の所管と農林省の所管が
ダブつておられます。その点について
は、今度の二法案によりましてはどの
ように調整なさるか、あるいは全部
ひくくする公団に群馬用水をやらせ
るといふ基本的なお考へがあるのか
いのか。巷間いろいろなことが伝わつ
ておりますから、その点をこの委員会
の機会にはつきりさしていただきた
い。

○鮎川説明員 各省の所管区分につき
ましては、公団法の第五十五条に各省

の所管の区分が明示されておるわけ
でございまして、その中で二号、三号の
関係が建設大臣、四号の関係が農林大
臣その他の大臣になつておるわけで
ございませう。群馬用水は、私どもは主
として農業の開発のための用水路とい
ふに考へておるわけでございませう
が、私どもは第四号の事業に入るもの
じゃないかというふうにご考へておるわ
けでございませう。

○西村(閣)委員 次に、第十四条であ
ります。損失を受ける者に対する措置
が公平かつ適正であるように努めなけ
ればならない。というところがうたわれ
ております。この条文につきまして、
たとえば電力関係の場合では補償金を
幾らでも出していく。これは経済効果
の点から電源開発については補償金を
ある程度大幅に出していく。あるいは
また大都市の水道計画等においても同
じようなことが言えると思ひのであり
ますが、しかし、農業用水につきまし
ては補償が必ずしも十分でなかつた
と思ひのであります。ともいたします
と、補償の問題については、ここにう
たわれておりますような公平適正を期
するといふことが必ずしもできていな
かつた、不公平があつたと思ひのであ
ります。どのように公平かつ適正に
補償の問題を取り上げようとなすつて
いらつしやるのか。電力、水道、工業
用水、農業用水を通じて共通の基準を
作るといふお考へがあるのかないの
か。その場合、ただ金銭的な補償とか
いうことだけでなく、水没する農家
につきましては、これはただ経済的な
損失だけではなくて、生活の根柢がく
つがえされるのでございませうし、また
先祖の墳墓の地をなくするのであります

から、心理的な影響も非常に大きいものがあると思う。こういう水没農村の再建については、ただ一定の基準だけでなしに、特別な補償の道を考えるというところが、ここらうたわれております。公平適正を期するゆえんではないかと思いますが、その点についての政府のお考えはいかがでございますか。

○曾田政府委員 お答えいたします。

第十四条におきまして「損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない」という規定を設けておるわけでございます。これはもちろん当然な規定でございます。けれども、われわれといたしましては、ぜひこういう規定を入れておきたいということを入れたわけでございます。お尋ねのように、いろいろ電源開発とか、建設省におきましてもダムを作っておられるわけでございまして、それぞれ補償基準というものを作っておるわけでございますが、おのおのいろいろ問題があるようでございまして、われわれといたしましては、できるだけ補償の基準といたしまして、統一したいという考えは持つておるわけでございますけれども、今後そういう問題につきましても十分検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、お尋ねのように、損失補償を金銭補償だけでやることは必ずしも適正でない場合も多いのでございまして、たとえば代替地を与えるとか、あるいは生活の再建のために簡易水道を作つてやる、あるいは学校を作つてやる、そういう問題もいろいろあると思ひます。そういう点につきまして

るだけ適正にやつて参りたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 最後に、この開発促進法案につきまして総括的なことをお尋ねしたいと思ひます。

先ほどから申上げて参りましたように、この法案のねらいとするところは、都市の工業地帯の急速な発展によつて、そこに多くの水を必要とする。これをどのように満たしていくかというところが骨子になっておるのでございまして、そのために農民が被害をこうむり、犠牲を受けるということは、国の政治として考えなければならぬ点だと思つております。一面において農業用水の確保が考えられる。これは農林省の所管でございましょうけれども、この法律の目ざすところから、やはり農業の近代化ということが政府の一つの重要な政策の柱でもあるのでございまして、農業の近代化には水が必要であることは申すまでもございせん。これは従来ため池にございまして、これは従来ため池にございまして、農業用水が、老朽ため池がどんどんふえて参りまして、これだけにたよることができないという現状において、どうしても天水だけにたよらないで、水資源の合理的な開発によらなければ農業用水の水利も考えられないというところは、もう十分おわかりだと思つております。そういう場合に、農民の利益を犠牲にして工業用水に重点が置かれるというところであつてはならない。先ほどからの御答弁では、従来捨てられておつた水を利用するのだということでありまして、農業用水には事欠くことではないという御答弁でございまして、やはり農業の近代化に従つて農業用水を確保する特別な施設というものが

が必要になつて参ります。これは農林省の所管でダムを作り、その他の施設を作るといふことになるわけでござい

ますが、そういう点についても、建設省においては農林省と緊密な連絡をとつて、予算の確保等についても、各省のなわ張り争ひといったようなことではなしに、全体として総合的な立場に立つて農業用水に必要な施設を作るに

ついての必要な予算を確保するという点についても、十分な配慮をしてもらわなければならぬと思つております。私の質問の全体を通じての基調は、やはり国全体の産業の総合的な合理的な開発のために水資源を確保する、こういうことではございまして、同時に上流の水源地帯の農民の立場をも無視しない、軽視しないという態度を堅持していただきたいということを特にお願いしたい。その点について、最後に次官の御所見を承りたいと思ひます。

○菅政府委員 ごらんを願ひましたように、本計画の策定にあたりまして、新たに開発しました水を農業用水に利用するといふ点については、十分この計画の中に織り込むことになつております。ことに、さつき申しましたように、上流地帯の治山治水にも十分配慮をせよといふこともございまして、また、この計画の立て方を総合的にやれと規定いたし、あるいは広域計画としてのものを考えらるゝなつております。のみならず、全般的なことを配慮しるという趣旨であると考えております。重点はもとより下流の工業地帯の用水確保でございまして、これだけの大量の水を開発して誘導して参ります

過程において、水系内における農業用水を十分考えるといふことは当然この計画の中にも考えられておるところでござい

ます。しかし、さりとて、やはり主力が工業地帯の用水確保でございまして、この法案自体はやはりそういう性格を脱し切れないと思つております。政府の施策全般といたしまして、こういう水資源の開発法案を出しますと同時に、御承知のごとく、低開発地帯の工業開発促進法も今国会において審議中でございまして、また近く政府は地方に工業を分在させることを主眼としたしました新産業都市の建設法案も、何とかして今国会中に提出したいと思つて努力をいたしております。その他、自治省を中心といたしまして山間奥地の公共施設を大いに促進するような、山間僻地の公共施設の補助に関する新しい法案も準備をいたして参ります。こういうふうに総合的に見まして、上流の水源地帯、奥地地帯の開発につきましても、政府全体の施策は抜かりないよう

に手を打つて参る所存でござい

午後零時三十五分散会